

◎新潟県告示第915号

新潟県人口移動調査規程（昭和50年9月新潟県告示第1016号）の一部を次のように改正し、令和6年10月の調査から適用する。

令和6年8月27日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(調査事項)</p> <p>第4条 調査は、次の事項について行う。</p> <p>(1) <u>日本人及び外国人別の</u>月初末現在の推計人口</p> <p>(2) <u>日本人及び外国人別の</u>月初末現在の住民基本台帳人口</p> <p>(3) <u>日本人、外国人及び複数国籍別の</u>月末現在の世帯数</p> <p>(4) <u>日本人及び外国人別並びに</u>性別出生者数</p> <p>(5) <u>日本人及び外国人別、性別並びに</u>出生年月別の死亡者</p> <p>(6) <u>日本人及び外国人別、性別、出生年月別並びに</u>従前の住所地別の転入者</p> <p>(7) <u>日本人及び外国人別、性別、出生年月別並びに</u>転出先住所地別の転出者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調査事項)</p> <p>第4条 調査は、次の事項について行う。</p> <p>(1) 月初末現在の推計人口</p> <p>(2) 月初末現在の住民基本台帳人口</p> <p>(3) 月末現在の世帯数</p> <p>(4) 性別出生者数</p> <p>(5) <u>性別及び</u>出生年月別の死亡者</p> <p>(6) <u>性別・出生年月別及び従前の</u>住所地別の<u>転入理由別</u>転入者</p> <p>(7) <u>性別・出生年月別及び</u>転出先住所地別の<u>転出理由別</u>転出者</p> <p>2 (略)</p>